



報道発表資料の配付日時 1月19日(火) 15時30分

発表項目	「経営持続化臨時特別支援金」【支援金B】の申請期限の延長について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、経営の持続化を図るため、令和3年1月31日(日)まで、「経営持続化臨時特別支援金」【支援金B】の申請を受付しています。</p> <p>このたび、本支援金の支給要件である、国の持続化給付金の受給に関し、申請書類提出期限の延長の申込が、1月31日(日)までとされたことから、【支援金B】の申請期限を令和3年2月10日(水)まで延長しますので、お知らせします。</p> <p>〔経営持続化臨時特別支援金【支援金B】〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、外出自粛等により売上が大幅に減少した事業者を支援 ・支給額5万円。札幌市内に主たる事務所を有する事業者は、10万円。(道からの5万円に上乗せして、札幌市が独自に5万円を支給。) <p>※基本的に国の持続化給付金の対象となる事業者が本支援金の対象。 ※令和2年5月31日までの休業支援を目的とした【支援金A】は、8月31日(月)に申請受付を終了。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請期限延長の対象となる事業者</p> <p>(1) 国の持続化給付金の申請は完了しているが、1月31日(日)までに当該給付金の「給付通知書」を受領されていない方、又は申請者の金融機関の口座に当該給付金が振り込まれていない方</p> <p>(2) 国の持続化給付金の申請に関して、1月31日(日)までに、申請書類の提出期限の延長を申し込まれている方</p> <p>2 申請方法等</p> <p>(1) 上記(1)に該当する場合は、国の持続化給付金の「給付通知書」に代えて、当該給付金の受付完了メールのコピー、又はマイページで当該給付金を申請したことがわかる画面のコピーを申請書に添付してください。</p> <p>(2) 上記(2)に該当する場合は、国の持続化給付金の「給付通知書」に代えて、当該給付金事務局から書類の提出期限の延長を認められた旨のメール等のコピーを申請書に添付してください。</p> <p>3 申請期限延長</p> <p>(1) 電子申請：2月10日(水)23時59分までに送信を完了してください。 【URL】http://hokkaido-support.jp/add</p> <p>(2) 郵送申請：2月10日(水)消印有効です。 【郵送先】〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱 第39号 「北海道 経営持続化臨時特別支援金 事務局」</p> <p>※簡易書留、一般書留、又はレターパックプラスで郵送してください。</p> <p>4 申請に関するお問い合わせ先 北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせセンター 【電話番号】011-350-7262 【受付時間】平日8:45から17:30まで</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	該当する事業者の皆様幅広く周知するため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク		
担当(連絡先)	経済部地域経済局中小企業課 支援金チーム (担当者：石黒、石川) TEL ダイヤルイン 011-204-5923 内線26-114		